

佐世保市0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金支給口座登録等の届出書

佐世保市長殿

市区町村
受付印

1. 届出者・申請者(福祉医療費受給者)

記入日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
印	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 () ※日中連絡のつく連絡 住所 (令和8年10月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要

* 記名押印に代えて署名することができます。

※下欄の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(対象児童を養育している方名義の口座に限ります。)

□ 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		「1. 届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- (1)0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の支給要件に該当します。
- (2)0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この届出書は、佐世保市において支給決定をした後は、0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の請求書として取り扱います。
- (5)佐世保市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和9年1月31日までに、佐世保市が届出者に連絡・確認できない場合に、0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金が支給されないことに同意します。
- (6)0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

佐世保市0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金支給口座登録等の届出書

佐世保市長殿

市区町村
受付印

1. 届出者・申請者(福祉医療費受給者)

記入日 令和8年11月15日

(フリガナ) 氏 名 サセボ タロウ	性別 男 女	生年月日 明治・大正・昭和・平成 S60 年 1 月 1 日	現住所 佐世保市高砂町5番1号 電話 000 (1111) 1111 ※日中連絡のつく連絡先 住所 (令和8年10月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要
--------------------------	-----------	--------------------------------------	---

* 記名押印に代えて署名することができます。

※下欄の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2. 新規振込先指定口座(対象児童を養育している方名義の口座に限ります。)

☐ 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

口座名義=届出者になっているかを確認する

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義
十八親和 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	佐世保市役所 本支店 本支所 出張所	1普通 2当座	1 1 1 1 1 1 1	「1. 届出者」名義に限る。カナ(又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。 サセボ タロウ
金融機関番号 0 1 8 1	店番号 0 3 0			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

(1)0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の支給要件に該当します。
(2)0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
(3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
(4)この届出書は、市区町村において支給決定をした後は、0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の請求書として取り扱います。
(5)市区町村が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和9年1月31日までに、市区町村が届出者に連絡・確認できない場合に、0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金が支給されないことに同意します。
(6)0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、0歳児から2歳児の子育て家庭に対する生活支援給付金を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し